（審議会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

労働者協同組合法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九号

労働者協同組合法施行令

内閣は、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第五条第一項、第七条第二項、第三十二条第五項、第三十八条第三項（同法第百十八条第一項において準用する場合を含む。）、第四十条第六項及び第四十五条第九項（これらの規定を同法第九十四条第二項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）及び第百十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第百十八条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項及び第七項（これらの規定を同法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条第四項、第五十七条第二項、第九十四条（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）並びに第九十八条第一項及び第十五条第一項（同法附則第十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働者協同組合が行うことができない事業）

第一条　労働者協同組合法（以下「法」という。）第七条第二項に規定する政令で定める事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に掲げる労働者派遣事業とする。

（組合員以外の者からの監事の選任を要する労働者協同組合の範囲）

第二条　法第三十二条第五項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時における組合員の総数が千人であることとする。

2　労働者協同組合（以下「組合」という。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

3　組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となった場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十二条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

（組合等の理事及び監事について準用する会社法の規定の読替え）

第三条　法第三十八条第三項の規定により組合の理事及び監事について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百五十七条第一項	株主（監査役設置会社にあっては、監査役）	監事（監査会設置組合（労働者協同組合法第五十六条第四項に規定する監査会設置組合をいう。以下同じ。）にあっては、監査会員（同法第五十四条第二項に規定する監査会員をいう。））
第三百八十一条第二項	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
第三百八十一条第三項	監査役設置会社の子会社	監査会設置組合以外の組合の子会社（労働者協同組合法第三十二条第五項第二号に規定する子会社をいう。）
第三百八十五条第一項	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	労働者協同組合法第四十二条第二項
第三百八十六条第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
	第三百四十九条第四項	労働者協同組合法第四十二条第二項
	監査役設置会社	監査会設置組合以外の組合
	第八百四十七条第一項	労働者協同組合法第五十条において準用する第八百四十七条第一項
	第八百四十九条第四項	労働者協同組合法第五十条において準用する第八百四十九条第四項
	第八百五十条第二項	同法第五十条において準用する第八百五十条第二項